

現場代理人変更時の雇用要件の緩和について

現場代理人の変更時の雇用要件については、請負者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があることを要件としていますが、特例措置により当分の間下記のとおりとし、平成26年4月1日以降に契約する案件から適用します。

記

現場代理人変更時の雇用要件

現場代理人を変更する場合は、新しく設置する現場代理人に、当該変更日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることを要件とします。

変更時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」に、新・旧現場代理人をそれぞれ記載し、氏名の記載欄に「新」、「旧」と記載してください。また、現場代理人との直接的な雇用関係を証明する資料（健康保険証のコピー等）を添付することにより確認を行います。